

対象となる福祉サービス

社会福祉事業	社会福祉法第2条	サービス区分名称
第一種社会福祉事業	第2項 第1号	救護施設
		更生施設
		生活保護施設事業(医療保護施設)
		生活保護施設事業(授産施設)
		生活保護施設事業(宿所提供施設)
	生計困難者に対して助葬を行う事業	
	第2号	乳児院
		母子生活支援施設
		児童養護施設
		障害児入所施設(福祉型障害児入所施設)
		障害児入所施設(医療型障害児入所施設)
		児童心理治療施設
	第3号	児童自立支援施設
		養護老人ホーム
		特別養護老人ホーム(地域密着型)
		特別養護老人ホーム(介護福祉サービス)
	第4号	軽費老人ホーム
		障害者支援施設(施設入所支援)
障害者支援施設(生活介護)		
障害者支援施設(自立訓練(機能訓練))		
障害者支援施設(自立訓練(生活訓練))		
第6号	障害者支援施設(就労移行支援)	
第7号	障害者支援施設(就労継続支援B型)	
第113条 第1項	婦人保護施設	
第二種社会福祉事業	第3項	授産施設
	第1号	生計困難者に対する資金融通事業
	第1号の2	共同募金を行う事業
	第2号	生計困難者に対する金銭補助事業
		生活に関する相談に応じる事業
		認定生活困窮者就労訓練事業
		障害児通所支援事業(児童発達支援)
		障害児通所支援事業(医療型児童発達支援)
		障害児通所支援事業(放課後デイサービス)
		障害児通所支援事業(保育所等訪問支援)
		障害児通所支援事業(居宅訪問型児童発達支援)
		障害児相談支援事業(障害児支援利用援助)
		障害児相談支援事業(継続障害児利用援助)
		児童自立生活援助事業
		放課後児童健全育成事業
		子育て短期支援事業
		乳児家庭全戸訪問事業
		養育支援訪問事業
		地域子育て支援拠点事業
		一時預かり事業
		小規模住居型児童養育事業
	小規模保育事業	
	病児保育事業	
子育て援助活動支援事業		
第2号の2	助産施設	
第2号の3	保育所	
第3号	児童厚生施設(児童遊園)	
	児童厚生施設(児童館)	
	児童家庭支援センター	
児童福祉増進相談事業		
幼保連携型認定こども園		
養子縁組あっせん事業		
寡婦日常生活支援事業		
母子福祉施設(母子福祉センター)		
母子福祉施設(母子休養ホーム)		

第二種社会福祉事業	第4号	老人居宅介護等事業(訪問介護)
		老人居宅介護等事業(定期・随時訪問介護)
		老人居宅介護等事業(夜間対応型訪問介護)
		老人デイサービス事業(通所介護)
		老人デイサービスセンター(通所介護)
		老人デイサービス事業(地域密着型通所介護)
		老人デイサービスセンター(地域密着型通所介護)
		老人デイサービス事業(認知症対応型通所介護)
		老人デイサービスセンター(認知症対応型通所介護)
		老人短期入所事業(短期入所生活介護)
		老人短期入所施設(短期入所生活介護)
		小規模多機能型居宅介護事業
		認知症対応型老人共同生活援助事業
		複合型サービス福祉事業(複合型サービス=看護小規模多機能型居宅介護)
		老人福祉センター
		老人介護支援センター
		第4号の2
	障害福祉サービス事業(重度訪問介護)	
	障害福祉サービス事業(同行援護)	
	障害福祉サービス事業(行動援護)	
	障害福祉サービス事業(療養介護)	
	障害福祉サービス事業(生活介護)	
	障害福祉サービス事業(短期入所)	
	障害福祉サービス事業(包括支援)	
	障害福祉サービス事業(機能訓練)	
	障害福祉サービス事業(生活訓練)	
	障害福祉サービス事業(就労移行支援)	
	障害福祉サービス事業(就労継続支援A型)	
	障害福祉サービス事業(就労継続支援B型)	
	障害福祉サービス事業(共同生活援助)	
	障害福祉サービス事業(就労定着支援)	
	障害福祉サービス事業(自立生活援助)	
	地域移行支援	
	地域定着支援	
	計画相談支援	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター	
	福祉ホーム	
	第5号	身体障害者生活訓練等事業
		手話通訳事業
		介助犬訓練事業
		聴導犬訓練事業
		身体障害者福祉センター
補装具製作施設		
盲導犬訓練施設		
視聴覚障害者情報提供施設		
身体障害者の更生相談に応じる事業(身体障害者更生相談所)		
第6号	知的障害者の更生相談に応じる事業(知的障害者更生相談所)	
第8号	生計困難者に対する無料低額宿泊利用事業	
第9号	生計困難者に対する無料低額診療事業	
第10号	生計困難者に対する無料低額老健利用事業	
第11号	隣保事業	
第12号	福祉サービス利用援助事業	
第13号	社会福祉事業に関する連絡	
	社会福祉事業に関する助成	